

第1節 組織

～セーフ シティ東京を担う～

東京消防庁職員定数：**18,894**人、消防署数：**81**署

消防車両等：**2,038**台



東京消防庁紹介ビデオ～SPIRITS～

1 東京消防庁の概要

(1) 東京消防庁のあゆみ

東京の消防は、明治13年6月、当時の内務省に公設常備消防機関として「消防本部」が設置されたことに始まります。その後、昭和23年3月「消防組織法」が施行され、自治体消防制度の発足とともに特別区(23区)の存する区域の消防行政は、東京都(知事)が一体的に管理することになり「東京消防庁」が設置されました。

一方、多摩地域においては市町村単位で消防の任務を果たしてきましたが、行政需要の増大等に伴い、東京都は昭和35年以降、逐次消防事務の受託を開始し、現在、受託市町村数は25市3町1村となっています。

(2) 消防の任務

消防組織法の第1条で「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水・火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。」とあり、東京消防庁では、都民の生命、身体及び財産を災害から守るた

めに、火災の予防、警戒及び消火をはじめ交通事故や労災事故等における救助、救急業務を行っています。

また、震災対策、水防活動、その他都民生活の安全を守る業務など、幅広い分野にわたって防災活動を実施しています。

(3) 重点施策・安全推進施策・予算

ア 令和8年度政策展開の方向性

誰もが安全で安心して暮らせる「セーフ シティ」の実現に向けて、当庁は、職員一人一人が仲間、仕事、組織に対する「理解」と「信頼」を大切にし、職員と組織が一体感をもって業務に取り組むことで、組織力の強化を図る必要があります。

このため、首都直下地震、富士山噴火に伴う降灰対策、大規模林野火災、国際情勢を踏まえた武力攻撃災害など、あらゆる災害に対して万全の体制を構築し、基本に忠実かつ状況の変化に柔軟に対応できる「災害対応へのレジリエンス」を高めていきます。あわせて、消防署がつなぎ役となり、地域連携の構築及び対象者に応じたアプローチによる防火防災訓練や総合防災教育を推進するとともに、地域の実情に応じた消防団の入団促

進及び退団抑制の取組を通じた充足率の向上により、自助・共助・公助の連携強化を図り、地域防災力の更なる向上を図っていきます。

また、増大する救急需要に的確に対応するため、増隊等による救急活動体制の強化、救急需要抑制策の推進に加え、あらゆる状況に対応可能な救急技能の習得に向けた取組を推進するとともに、防火対象物の危険性に応じた効果的な防火安全対策、災害時の被害軽減に向けた自主防火意識の醸成や自衛消防力の強化により、建物の安全性を向上させるための火災予防対策を推進していきます。

さらに、都民の期待に応え続ける持続可能な執行体制を構築するため、DX等による業務改革を加速化させ、全庁一丸となって人材の確保・育成に取り組みつつ、職員一人一人による伝わる広報を推進し、消防行政に対する都民の理解を促進していきます。

以上の方向性を踏まえ、特に重点的に取り組むべき施策を東京消防庁重点施策として策定しました。

イ 令和8年度安全推進の方向性

安全文化の更なる醸成に向けて、職員一人一人が安全憲章に込められた想いや言葉の意味への理解を深め、安全憲章を基盤とした行動を実践していくとともに、危険要因に関する感受性を高め、基本に忠実な行動を実践するなど、自ら安全を高めていきます。

また、階級や職責などを超えて、相互に理解と信頼を築き、仕事に納得感を持って取り組むことができる職場環境を構築し、組織が一体感を持って業務を遂行していくとともに、持続可能な安全対策を構築するため、職務に起因する事故の原因究明と多角的な視点に配慮した再発防止を主眼とした対応に主体的に取り組んでいきます。

こうした安全推進の方向性を踏まえ、令和8年度の安全推進施策及び安全推進施策の実現に向けた重点的取組を策定しました。

令和8年度東京消防庁 重点施策及び重点施策の実現に向けた推進事業	
重点施策 1	震災等あらゆる災害への消防活動能力の向上 ●大規模災害への対応力強化 ●安全管理を前提とした消防活動能力の向上
重点施策 2	一人でも多くの命を救うための救急活動体制の強化 ●救急活動体制の充実強化と救急車の適時・適切な利用促進 ●救急技能向上を前提とした効果的・効率的な救急活動の実現
重点施策 3	自助・共助・公助の連携強化による地域防災力の向上 ●都民の防災行動力向上につながる防火防災訓練等の推進 ●消防団の充足率向上と災害対応力の充実強化
重点施策 4	建物の安全性を向上させるための火災予防の推進 ●危険性に応じた効果的な防火安全対策の推進 ●自主防火意識の醸成と自衛消防力の強化
重点施策 5	都民の期待に応え続ける持続可能な執行体制の構築 ●DX等による業務改革の加速化と全庁一丸となった人材の確保・育成 ●都民の理解を促す「伝わる」広報の推進

ウ 予算

令和8年度の東京都一般会計予算は、5.4%増の9兆6,530億円で、過去最大となりました。しかし、都財政は、元来、景気動向に左右されやすい不安定な構造にあり、中東情勢の影響、金融資本市場の変動や、米国の通商政策をめぐる動向などにより、先行きを見通すことは困難な状況にあります。

このように、社会経済情勢が不確実な中、時代に合わせて、従来の仕組みを変革する必要に迫られており、変化を恐れず、課題の本質を捉え、真正面から取り組んでいかなければなりません。とりわけ、成長の原動力となる「人」の力を最大限高めていくため、一人ひとりの自己実現を全力で応援していくこと、次代を担う子供・若者の成長を支える教育の充実、女性活躍推進の更なるレベルアップや高齢者施策の強化など、誰もが自分らしく活躍できる環境を整備し、一人ひとりがもっと輝く東京を創り上げていくとともに、国際競争力の強化に向

け、日本の原動力とも言える東京が、国とも連携しながら、世界の変革と成長を牽引することが重要です。さらに、都市のレジリエンスを高め、激甚化、頻発化する風水害をはじめ、大規模地震や火山噴火等への備えとして強靱な都市を創り上げていくとともに、物価高騰の影響から都民や事象者を守るため、社会経済情勢等を踏まえながら、重層的な支援策を着実かつ迅速に実施することや、エネルギーの安定確保と脱炭素化の両立に向け、あらゆる取組をアップデートし、世界のモデルとなる脱炭素都市を実現しなければなりません。

このため当庁では、様々な事業の効率性や実効性を向上させるとともに、中長期的な視点を持って計画的に財政運営を行っています。

令和8年度における当庁予算は、消防行政の運営及び施設等の整備に関する経費として、3,185億8,200万円が計上されており、都の一般会計に占める割合は3.3%となっています。

令和8年度東京消防庁 安全推進施策及び安全推進施策の実現に向けた重点的取組

安全推進 施策 1	安全憲章の理解を深め、安全憲章を基盤とした業務を遂行する ●安全憲章に込められた想いや意味について理解を深める ●自身の行動と安全憲章を照らし合わせ、安全憲章を基盤とした業務を遂行する
安全推進 施策 2	危険要因に関する感受性を高めるとともにルールを遵守し、基本に忠実な行動を実践する ●危険要因（リスク）に関する感受性を高め、主体的に安全を確保する ●ルールの本質（ルールができた意味や背景）を理解し、基本に忠実な行動を実践する
安全推進 施策 3	仲間や仕事に対する理解を深め、組織全体で一体感を持って業務を遂行する ●確認会話等を活用した双方向のコミュニケーションを通じて、共通認識を持つ ●心理的安全性を確保し、自律性と主体性を持って業務に取り組む
安全推進 施策 4	職務に起因する事故の対応に主体的に取り組み、持続可能な安全対策を構築する ●職務に起因する事故の原因究明と再発防止を主眼とした対応に主体的に取り組む ●多角的な視点に配慮した再発防止対策を検討し、実効性の高い持続可能な安全対策を構築する

■ 図表2-1-1 歳入予算

(単位：千円)

科 目 款	令和8年度	令和7年度	増(▲)減	
			金 額	増減(%)
分担金及負担金	-	1,546	▲ 1,546	-
使用料及手数料	322,768	335,500	▲ 12,732	▲ 3.8
国庫支出金	1,349,053	998,010	351,043	35.2
財産収入	822,292	821,644	648	0.1
繰入金	31,591,114	14,040,991	17,550,123	125.0
諸収入	47,669,594	45,852,214	1,817,380	4.0
都 債	1,624,000	5,850,000	▲ 4,226,000	▲ 72.2
合 計	83,378,821	67,899,905	15,478,916	22.8

■ 図表2-1-2 歳出予算

(単位：千円)

科 目 款 項		令和8年度	令和7年度	増(▲)減	
				金 額	増減(%)
消 防 費		318,582,000	299,175,000	19,407,000	6.5
	消防管理費	237,381,000	225,463,000	11,918,000	5.3
	消防活動費	44,962,000	40,290,000	4,672,000	11.6
	消防団費	4,765,000	4,701,000	64,000	1.4
	退職手当及年金費	8,259,000	4,890,000	3,369,000	68.9
	建設費	23,215,000	23,831,000	▲ 616,000	▲ 2.6
東京都一般会計		9,653,000,000	9,158,000,000	495,000,000	5.4

$$\frac{\text{消 防 費}}{\text{東京都一般会計予算額}} = \frac{318,582,000 \text{ 千円}}{9,653,000,000 \text{ 千円}} \times 100(\%) = 3.3\% \text{ [前年度 3.3\%]}$$

■ 図表2-1-3 歳出予算性質別比較

(単位：千円)

区 分		令和 8 年度		令和 7 年度		増 (▲) 減	
		予算額	構成比 (%)	予算額	構成比 (%)	金額	増減率 (%)
給与関係費		227,372,124	71.4	215,223,429	71.9	12,148,695	5.6
	人件費	145,356,170	45.6	137,106,301	45.8	8,249,869	6.0
	退職手当	8,194,220	2.6	4,820,460	1.6	3,373,760	70.0
	その他給与関係費	73,821,734	23.2	73,296,668	24.5	525,066	0.7
事 業 費		91,209,876	28.6	83,951,571	28.1	7,258,305	8.6
合 計		318,582,000	100.0	299,175,000	100.0	19,407,000	6.5

(4) 東京消防庁の人材育成

「消防のプロフェッショナル」を育成するための環境を組織として構築するために「東京消防庁人材育成基本方針」を策定し、職員一人一人が採用から高齢期まで活躍できる人材育成を推進しています。

令和5年には定年の引上げに伴う職員構成の変化やDXの推進を契機とした働き方の多様化といった庁内外の環境変化により、組織として大きな転換期を迎えました。

このような中、都民の期待に応え、高度な消防行政を展開するために、職員一人一人自ら目標をもってキャリア形成を意識し、自律による能力向上と、人材の効果的活用を総合的に推進していくために第四次人材育成基本方針を策定し、人材育成を推進しています。

消防業務の基礎を習得する初任教育(248ページ参照)や、特別救助技術、予防技術など専門技術を身につけるための専科研修(250ページ参照)など、消防署や

消防学校等における教育に加え、大学をはじめ、官公庁や民間の教育機関へ研修派遣し、職務に関連する専門性の向上や、大型車両、消防艇、消防ヘリコプター等の運転・操縦に必要な各種免許・資格等の取得を図っています。

職員が自らの目標に応じて様々な研修にチャレンジし、必要な知識・技術を身につけ、それぞれの専門分野のプロフェッショナルとして活躍できるよう、多様な研修制度を

整備しています。

ア 委託研修

当庁では、消防署や消防学校等、内部での教育に加えて、高度化・多様化する消防行政に対応できる職員を育成するため、大学をはじめ、官公庁や民間の教育機関へ職員を研修派遣し、職務に関連する専門性の向上や、必要な免許資格者の養成を図っています。

(ア) 組織運営に資する主な委託研修

研修名	内容及び目的等
消防大学校委託研修	消防業務に関する高度な知識及び技術を修得させ、職員の資質向上を図ることを目的とします。 
大学等委託研修	消防業務に必要な専門的知識・技能を大学等の外部機関で修得させ、職員の能力開発を図ることを目的とします。 【主な派遣先】東京都立大学大学院、政策研究大学院大学、筑波大学大学院、電気通信大学大学院、東京理科大学大学院、横浜国立大学大学院、横浜市立大学大学院、早稲田大学大学院、東京大学、総務省消防庁消防大学校 消防研究センター、国立研究開発法人 防災科学技術研究所、株式会社 三菱総合研究所、株式会社 インターネットイニシアティブ 
海外消防事情調査研修	首都を管轄する消防機関として求められるグローバルな視点での施策の企画・立案に必要な国際感覚と幅広い視野を持った人材の育成を目的とします。 
職務実践能力向上研修 (Ⅰ課程・Ⅱ課程・女性課程)	チームマネジメントやリーダーシップ、コミュニケーション力、問題解決思考、人材育成指導要領及び実践的プレゼンテーション技法を修得させ、主体的かつ実践的な能力開発を促進することを目的とします。また、女性の視点を生かしたマネジメントや問題解決等に関するスキルを習得させるコースもあります。

(イ) 専門的な能力向上に資する主な委託研修

研修名	内容及び目的等
支援デブリーファー養成委託研修	凄惨な災害現場でストレスを受けた職員をケアするため、支援デブリーファー等を養成することを目的とします。

潜水指導員養成委託研修	潜水に関する高度な知識、技術を習得させ、水難救助隊の指導者を養成することを目的とします。
救急救命士養成課程委託研修 (東京研修所)	救急救命士国家試験の受験資格を取得させるとともに、救急救命士として活動するための基本的な技能及び現場活動能力を養うことを目的とします。
大学医学部付属病院等 委託研修	消防業務に必要な専門的知識・技能を大学医学部付属病院等の外部機関で修得させ、職員的能力開発を図ることを目的とします。
陸上自衛隊衛生学校及び 自衛隊中央病院委託研修	救急施策の企画立案や救急隊員に対する指導・教育を中心に推進し得る職員の養成を目的とします。
大型自動車免許取得委託研修	公安委員会指定自動車教習所において、大型自動車運転免許を取得し、ポンプ機関技術認定試験又はポンプ機関技術研修を経て、大型自動車を運行できるポンプ機関技術認定者の養成を目的とします。
海技従事者養成委託研修	四級海技士（航海・機関）の免許を取得させ、舟艇業務における大型艇に乗船する船長・機関長候補を養成することを目的とします。
航空従事者養成委託研修	装備部航空隊において回転翼航空機操縦士又は回転翼航空機整備士として勤務するために必要な専門的知識・技能を修得することを目的とします。
大学等へ自費通学する研修	職務に関連する督励分野における専門性の向上を目的として、自発的に大学等に通学する者の学修に関する取組を、組織的に支援するものです。



東京消防庁で活かせる様々な知識や経験

東京消防庁には多種多様な業務があり、そこで活かせる知識や経験も様々です。一見すると消防の仕事とは関係なさそうに思えるものでも、強固な組織作りに役立っています。



理系

建築

消防同意事務／建物検査／
火災予防査察／
消防庁舎の設計・施工管理
など

☎ 24, 208, 214ページなど



理系

電気

消防同意事務／建物検査／
電気設備の保守管理／
火災調査 など

☎ 208, 236ページなど



理系

電子・通信

情報通信体制の整備・維持
管理／総合情報処理システム
の整備／ICT・DX 関連業務
など

☎ 157, 179ページなど



理系

化学

危険物規制／火災調査／
NBC 災害対策／
化学機動中隊員 など

☎ 134, 148, 212ページなど

 土木 消防庁舎、防火水槽等の設計・強度計算・施工管理／河川等による消防水利確保方策の検討 など ☎ 24、206 ページなど	 機械 消防用設備等に関する審査・技術指導／火災調査／消防装備・車両の改良 など ☎ 209、252ページなど	 自動車・航空・船舶 消防車両等の点検・整備／消防車両等の性能・機能・デザインの検討、仕様作成 など ☎ 151、155、252ページなど	 救急救命・看護 救命講習等の推進／患者等搬送事業に対する指導、助言／救急相談センター など ☎ 168ページなど
 物理 火災性状・燃焼現象の検証／特殊火災の防除に関する技術改良・検証 など ☎ 134ページなど	 保健・体育 消防官のトレーニング方法の考案／職員の健康維持・増進の施策 など ☎ 134、246ページなど	 福祉 地域社会の相互扶助体制の構築／地域の要配慮者への安全対策推進 など ☎ 178、198ページなど	 外国語 海外消防機関との情報交換／海外からの視察・研修への対応／119番通報受付 など ☎ 157、254ページなど
 法律 法務／消防同意事務／火災予防査察／危険物規制 など ☎ 208、212、214ページなど	 行政 行政管理・運営／長期計画・実施計画の立案 など ☎ 112、119ページなど	 環境・防災 都民生活の安全確保／震災対策／消防団 など ☎ 178、192、261ページなど	 教育 総合防災教育の実施／消防学校教官 など ☎ 188、246ページなど
 マスメディア・文学 広報業務の推進／各種情報の収集・発信 など ☎ 2、241ページなど	 商学・経済・経営 消防予算の運用／給与関係事務／契約関係事務／職員の満足度調査 など ☎ 114ページなど	 音楽 消防音楽隊／カラーガーズ隊 など ☎ 242ページなど	

イ 受託研修

当庁では、他の消防本部、国、地方公共団体等の機関又は民間企業等に勤務する職員のうち、消防業務と関連が深いと認められる方を研修生として幅広く受け入れ、東京消防庁本庁部門等において業務に従事することにより、OJT（職場内指導）を

通じ、相互の職員の資質を向上させるとともに、当庁の施策を効果的に推進するために受託研修を実施しています。研修期間は、1週間程度の短期と1年間の長期に区分され、当庁の警防、予防等、消防業務に関する内容を実施しています。

受託研修の状況（令和7年度）

短期	他の消防本部	・火災調査技術（17 消防本部） ・高度救助技術（5 消防本部） ・災害指揮、安全管理技術（16 消防本部）
	消防大学校	・救助科 ・緊急援助隊教育科
	総務省消防庁	・消防署実務研修（30 名）
長期	他の消防本部	・安全推進部（1 名） ・警防部（1 名） ・防災部（1 名） ・予防部（2 名）



消防は何事にもチームで仕事をする職種です

消防活動や救急活動だけでなく、防災や予防等の事務においてもチームワークは不可欠な要素であり、多くの職員が連携しながら仕事を進めています。

それぞれ異なる知識や経験を持つ職員が力を合わせ、組織として最大限の力を発揮するためには、共に仕事をする仲間を理解し、チームワークを醸成することが不可欠です。

そのため、組織内での心理的安全性を確保し、組織や階級の垣根を越えて、互いに考えを伝え合うことで、規律ある風通しのよい職場環境を構築し、全職員がその能力を十分に発揮し合える組織を目指しています。



2 組織体制

(1) 階級・職員定数

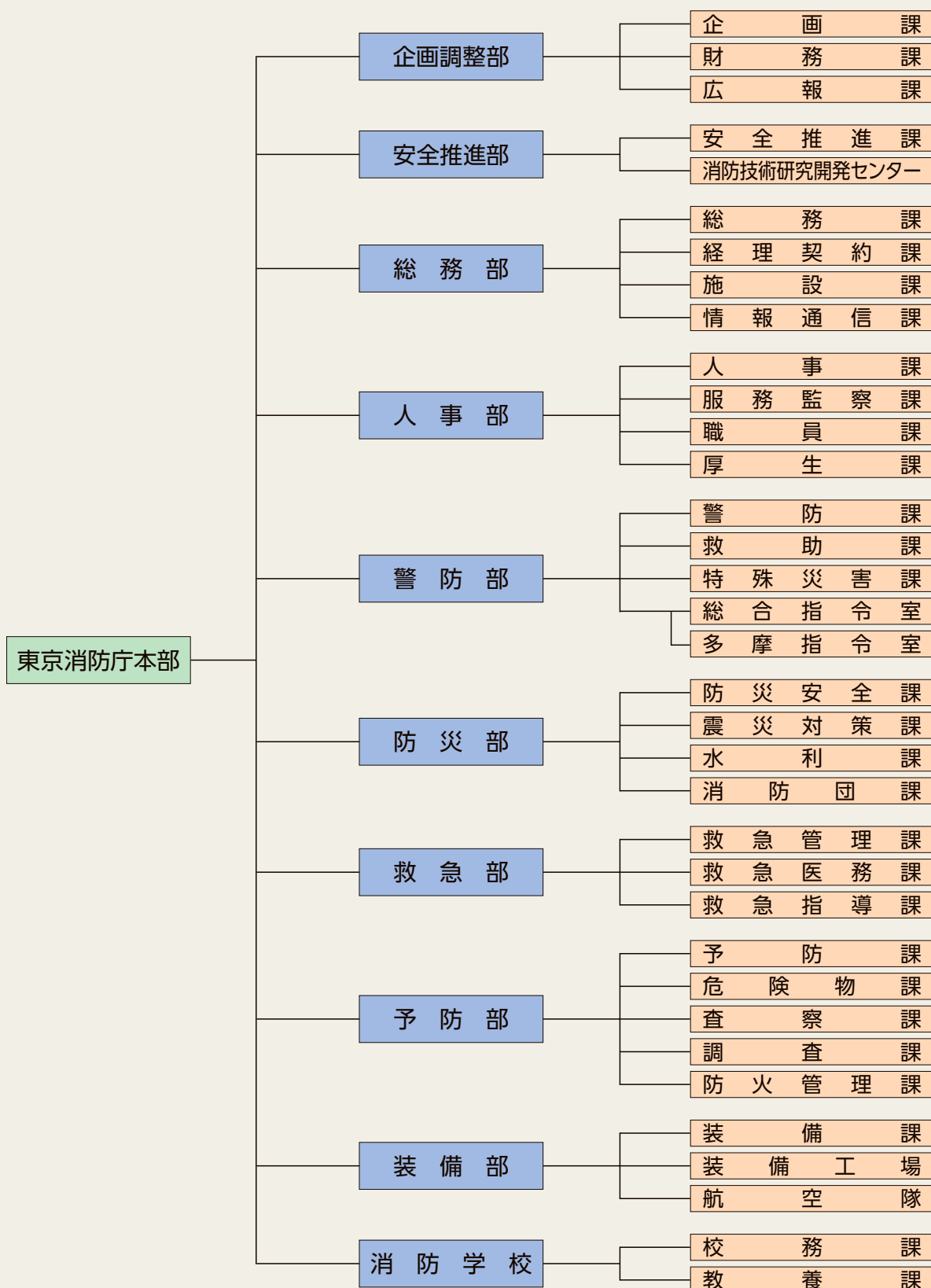
■ 図表2-1-4 階級別職員定数

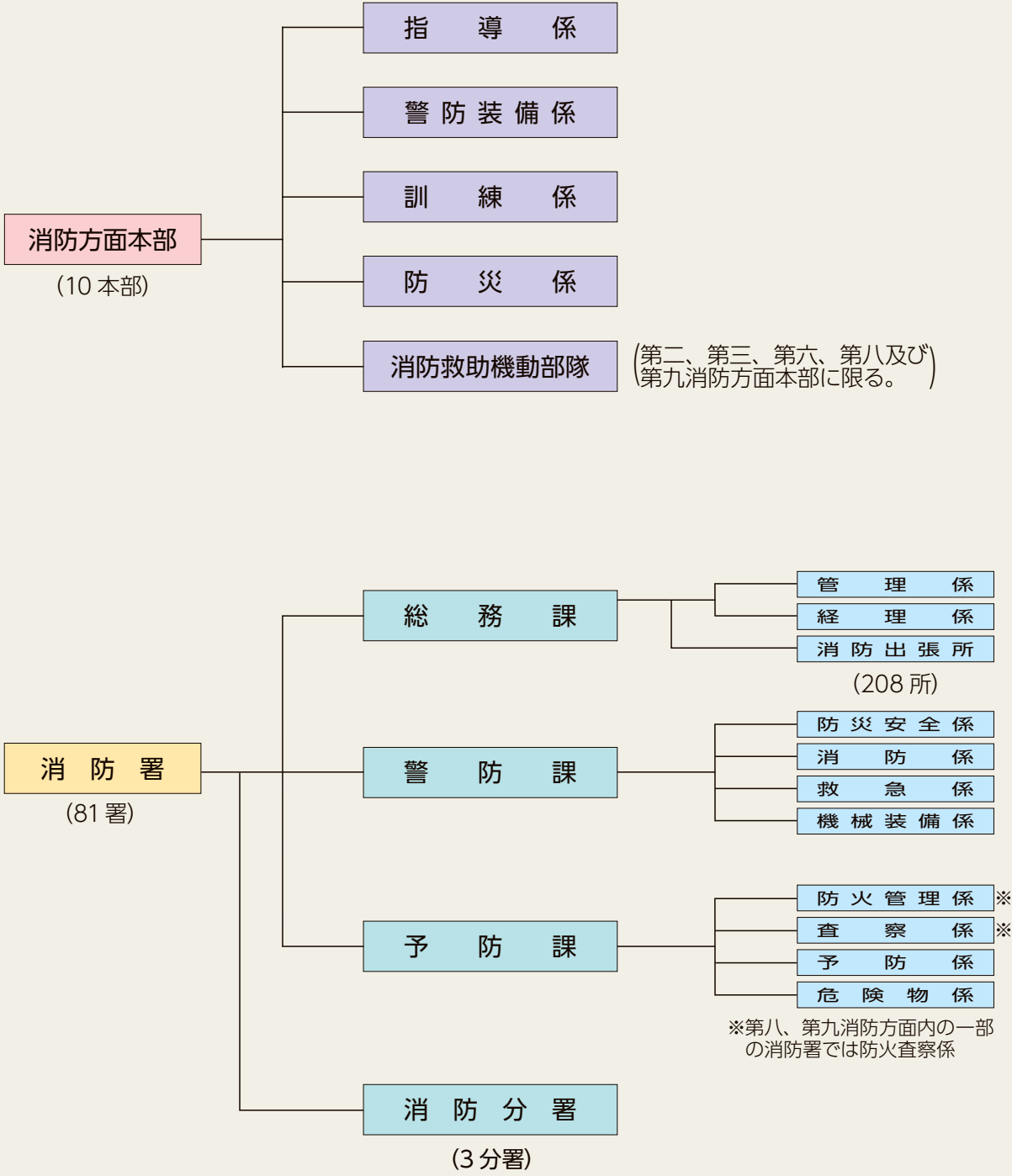
階 級	消防総監	消防司監・消防正監	消 防 監・消防司令長	消防司令
職員定数	1 人	28 人	408 人	1,553 人
階 級	消防司令補	消防士長	消防士	その他の職員
職員定数	4,699 人	5,951 人	5,832 人	422 人
合 計	18,894 人			

(令和8年4月1日現在)

(2) 組織図

(令和 8 年 4 月 1 日現在)



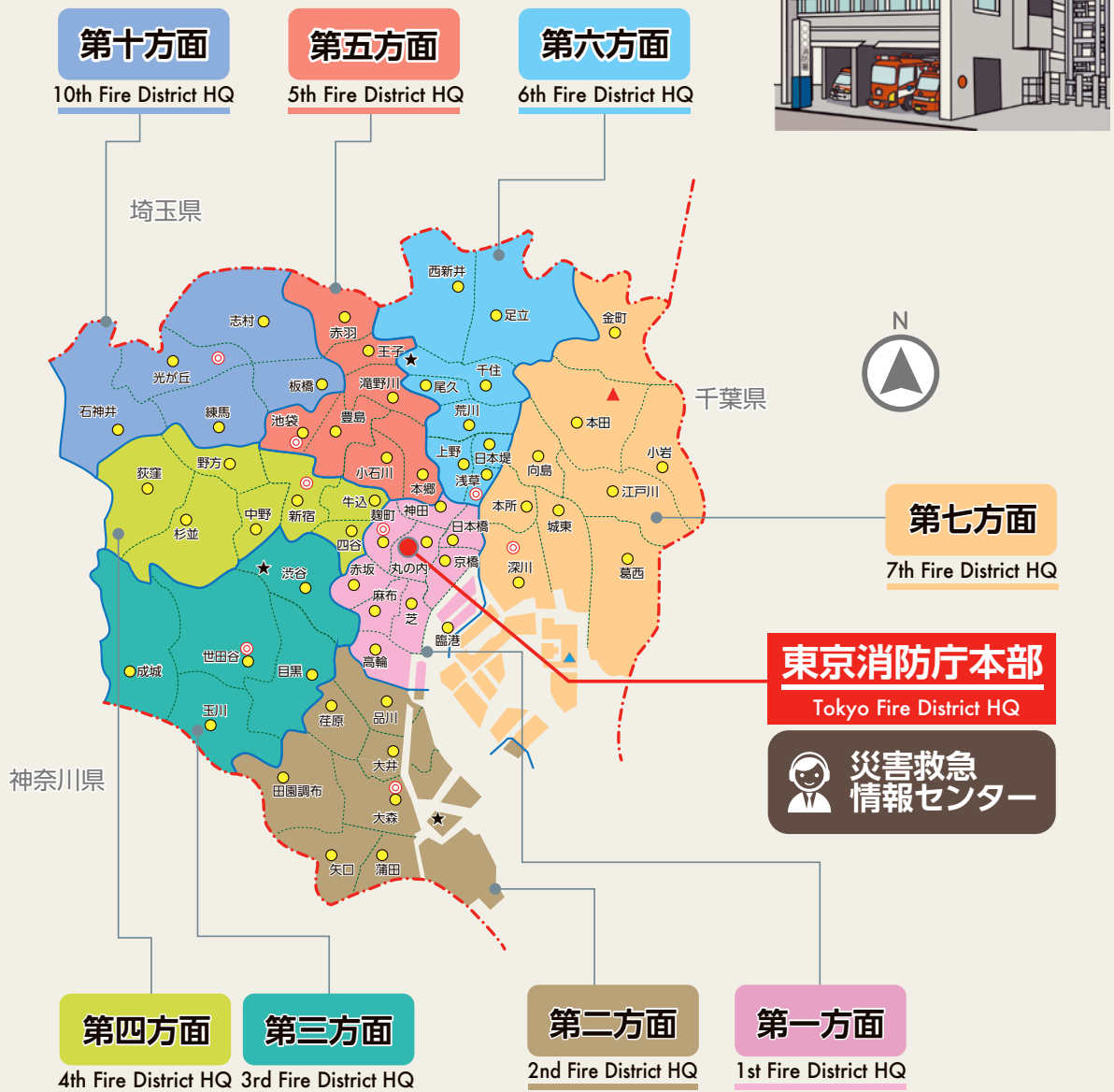


(3) 東京消防庁管轄区域 (令和8年4月1日現在)

東京消防庁は、昭和23年3月7日、自治体消防として発足以来、都民の生命、身体及び財産を災害から守るため、島しょ地域と多摩地域の一部（稲城市）を除く東京都のほぼ全域の消防防災業務を担っています。

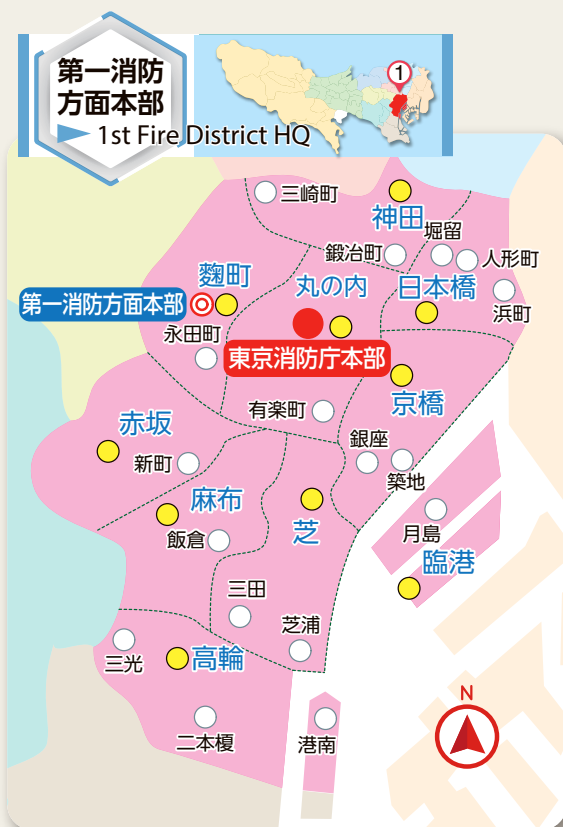
広域な管轄区域を10の方面に分け、約18,894人の職員がそれぞれの任務に従事しています。

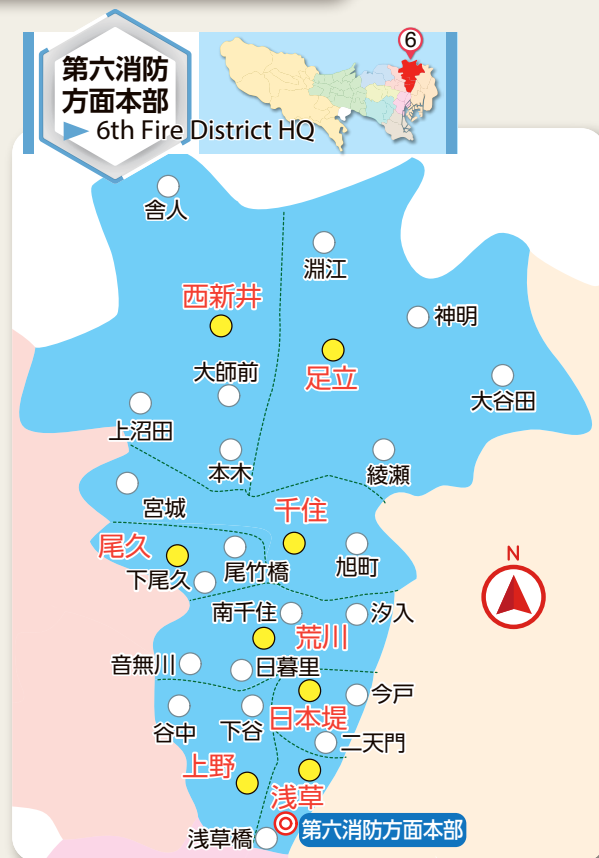
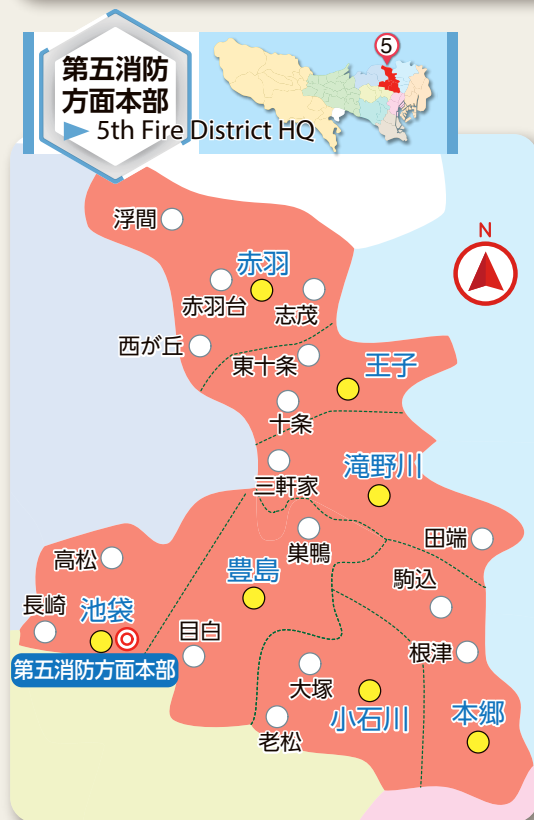


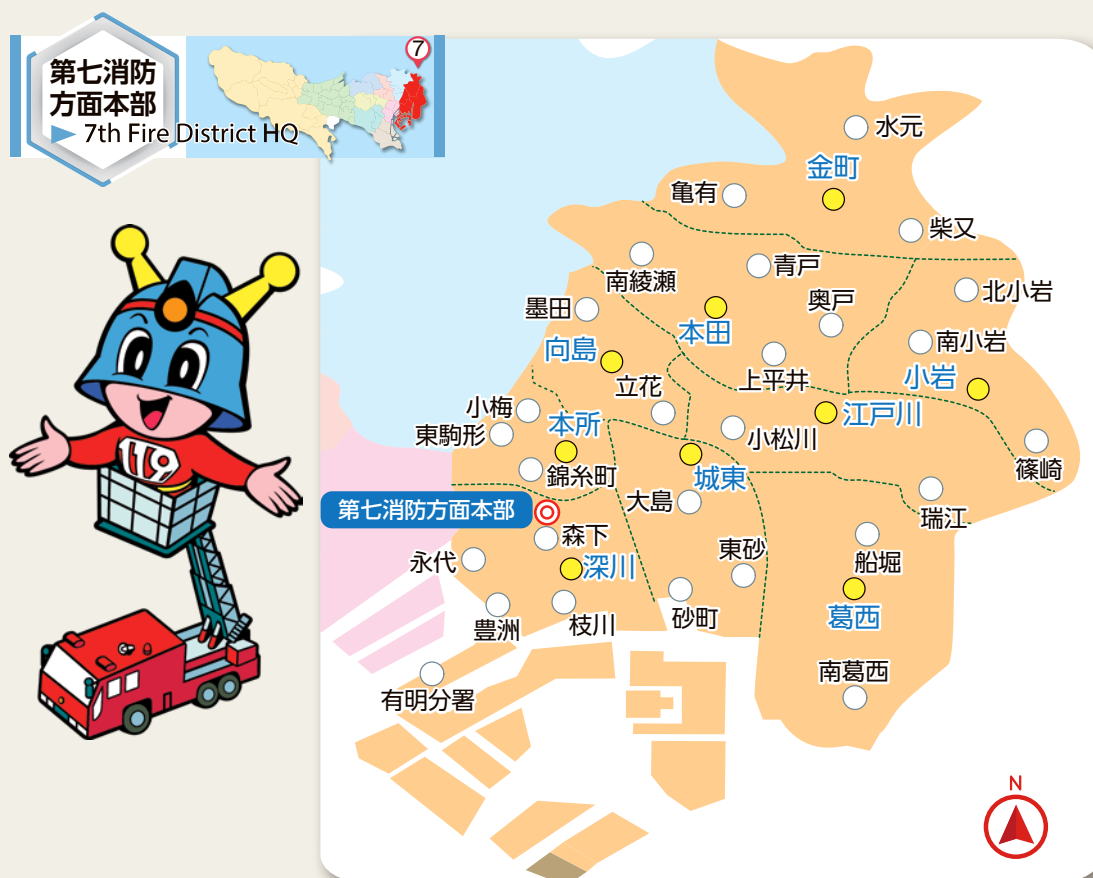


(4) 東京消防庁管轄区域(方面別)

(令和8年4月1日現在)











(5) 消防車両等の配置状況

(令和8年4月1日現在)

トピックス

26～29 ページ

東京消防庁においては、ポンプ車、化学車、はしご車など、2,038 台の消防車両等（他機関が所有する車両等は含まない）を有しています。各方面別の主な消防車両等の配置状況は次のとおりです。

■ 東京消防庁管内

ポンプ車	489台
はしご車	86台
化学車	48台
消防艇	9艇
救急車	279台
デイトタイム救急車	18台
救助車	29台
救助車(震災対策用)	4台
救助車(航空機積載用)	2台
水難救助車	4台
山岳救助車	5台
特殊災害対策車	15台
救出救助車	12台
先行車	2台
消防活動二輪車	20台
ヘリコプター	7機
救助用重機	8台
道路啓開用重機	6台

■ 第八方面 消防署(15)

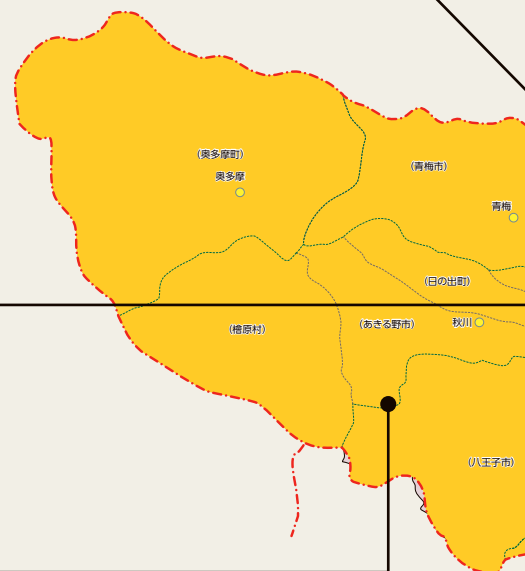
ポンプ車	83台
はしご車	15台
化学車	5台
救急車	50台
デイトタイム救急車	1台
救助車	3台
水難救助車	1台
特殊災害対策車	1台

消防救助機動部隊

化学車	1台
救助車	1台
救助車(震災対策用)	1台
特殊災害対策車	3台
救助用重機	2台

■ 即応対処部隊

救助車	1台
救出救助車	4台
先行車	1台



■ 第九方面 消防署(8)

ポンプ車	48台
はしご車	8台
化学車	6台
救急車	33台
デイトタイム救急車	2台
救助車	4台
山岳救助車	5台
特殊災害対策車	2台
消防活動二輪車	4台

消防救助機動部隊

ポンプ車	1台
救助車(震災対策用)	1台
救助車(航空機積載用)	2台
救助用重機	2台
道路啓開用重機	2台

■ 第四方面 消防署(7)

ポンプ車	51台
はしご車	8台
化学車	2台
救急車	28台
デイトタイム救急車	1台
救助車	2台

■ 第三方面 消防署(5)

ポンプ車	42台
はしご車	5台
化学車	1台
救急車	25台
デイトタイム救急車	2台
救助車	2台
消防活動二輪車	4台

消防救助機動部隊

ポンプ車	1台
救助車	1台
特殊災害対策車	3台
救出救助車	1台

■ 航空消防救助機動部隊

ポンプ車……………1台
救助車……………1台
ヘリコプター……………(注)

(注) 当庁が所有するヘリコプター7機を災害に応じて機動的に運用しています。

■ 救急機動部隊

救急車……………4台
デイトタイム救急車……………1台

※時間帯により救急需要が高まる地域へ待機場所を変更し、機動的に運用しています。

■ 第十方面
消防署(5)

ポンプ車……………32台
はしご車……………5台
化学車……………4台
救急車……………20台
デイトタイム救急車……………4台
救助車……………3台
特殊災害対策車……………1台

■ 第五方面
消防署(7)

ポンプ車……………40台
はしご車……………7台
化学車……………2台
救急車……………19台
デイトタイム救急車……………1台
救助車……………1台
特殊災害対策車……………1台
消防活動二輪車……………2台

■ 第六方面
消防署(8)

ポンプ車……………48台
はしご車……………8台
化学車……………4台
救急車……………25台
デイトタイム救急車……………1台
救助車……………2台
水難救助車……………1台
特殊災害対策車……………1台
先行車……………1台
消防活動二輪車……………2台

消防救助機動部隊

ポンプ車……………1台
化学車……………1台
救助車……………1台
救助車(震災対策用)……………1台
救出救助車……………3台
救助用重機……………2台
道路啓開用重機……………2台

■ 第七方面
消防署(9)

ポンプ車……………57台
はしご車……………10台
化学車……………11台
救急車……………37台
デイトタイム救急車……………3台
救助車……………3台
水難救助車……………1台
特殊災害対策車……………1台
消防活動二輪車……………4台

■ 第二方面
消防署(7)

ポンプ車……………45台
はしご車……………7台
化学車……………6台
救急車……………22台
デイトタイム救急車……………2台
救助車……………1台
水難救助車……………1台
特殊災害対策車……………1台
消防活動二輪車……………2台

消防救助機動部隊

ポンプ車……………1台
化学車……………1台
救助車……………1台
救助車(震災対策用)……………1台
救助用重機……………2台
道路啓開用重機……………2台

■ 第一方面
消防署(10)

ポンプ車……………38台
はしご車……………13台
化学車……………4台
消防艇……………9艇
救急車……………16台
救助車……………2台
特殊災害対策車……………1台
消防活動二輪車……………2台